

## 展示室の使用について

平成 9 年 7 月 1 日館長決裁

### 1. 展示室使用の資格

(1) 学内教員・学生・卒業生。その他館長が特に適当と認めた者。

### 2. 展示室使用の手続き

(1) 使用を希望する者は、所定の展示企画書を施設使用許可願に添付し、申請すること。

### 3. 展示室の使用方法

(1) 展示室の使用は原則として午前 9 時半から午後 5 時とする。ただし、館長が特別に許可した場合は、その限りではない。

(2) 展示室の使用は原則として 1 企画で土・日を除く 10 日以内とする。(搬入、搬出日含む。)ただし、必要な場合は館長に申し出て期間の調整をすることができる。

(3) 学生等の展示室使用は所属する専攻の教員の責任ある指導を受けること。

(4) 展示期間内は必ず関係者が 1 人以上展示室にいること。

(5) 搬入・搬出においては、係員の立ち合いで行うこと。

(6) 施設の変更、備品の移動は、係員の許可を得て行い、使用後は原状に回復することとし、使用時間内に係員の点検を受けること。

(7) 使用後は使用に際して館内の環境を阻害しないよう努めなければならない。(危険物の使用、物品販売等の禁止)

(8) 故意、もしくは過失によって施設、備品を損壊、又は汚損した場合、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(9) 当館は展示物の破損、盗難等事故に対して一切の責任を負わないものとする。

(10) 使用者は、各種印刷物、写真等、展示内容がわかるような資料を提出すること。

以上の事項に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を禁止することができる。